

議長（福田会長）

会議資料 1 1 ページの協議第 3 号「議会制度について」は、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、議会制度小委員会に付託しております。現在の小委員会の審議状況を小委員会事務局から説明させ、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局（五井渕議会事務局長）

議会制度小委員会事務局の五井渕でございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。1 2 ページをお開き願いたいと思います。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、下の表のとおり、任意協議会の時代に 2 回、法定協議会になって 2 回、合計 4 回これまで審議を重ねてきているところでございますが、未だ結論を得ていない状況でございます。このため、本日は、これまでの審議の内容及び審議における主な意見等についてご報告させていただくものでございます。

1 3 ページをご覧いただきたいと思います。2 として「基本的な考え方」とございますが、定数及び任期の基本的な考え方ということで、(1) 基本原則で、1 つ目の点に記載してありますとおり、宇都宮地域における合併の方式は編入合併とするということで、任意の第 3 回協議会、第 1 回法定協議会において確認されているところでございますが、編入合併でいく場合、宇都宮市議会議員につきましては全員在任し、上三川町、上河内町、河内町の議会議員につきましては全員失職するというのが、編入合併の場合の基本原則でございます。

(2) は、急激に状況が変化することに対する激変緩和のために考慮すべき事項として、合併特例法では、市町村の合併に伴う議員の数及び議員の身分について一定期間特例を設けることができるとされておりまして、定数特例及び在任特例の制度が設けられているところでございます。

この内容等については、また後ほどご説明したいと思いますが、定数特例は、(1) でご説明いたしました基本原則を崩すことなく、一定の数を定数に上乗せできるものでございます（合併特例法第 6 条）。また在任特例は、(1) の基本原則に対する特例で、編入される市町村の議員が合併後も引き続き全員議員として在任することができるとされているものでございます。

4 つ目の点は、これら基本原則あるいは激変緩和事項等につきまして、小委員会がこれまで議論している姿勢を記載したのですが、編入方式による基本原則を議論のベースとしながらも、こうした合併特例法による特例的措置の適用も選択肢の一つとして審議を行っている旨、記載したものでございます。

次に 1 4 ページ、3 の「議会制度小委員会における審議状況」ですが、小委員会では、ただいまご説明いたしました定数特例、在任特例などを適用するケース、また合併後新

定数で選挙を行う方法など、いろいろなケースを念頭に審議，議論を行っているところでございます。

この後，審議の状況等についてご説明いたしますが，参考資料１６ページをお開きいただきたいと思います。「協議第３号」と右肩に記載した資料でございます。「市町村の合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（編入合併の場合）」をご覧くださいと思います。

この資料では，議員の定数及び任期，選挙の実施時期等について，１６～１９ページにわたって７つのシミュレーションのパターンを示したものでございます。こういった内容を小委員会の中で示しながら，議論を重ねてきたところでございます。

まず１６ページ１に，「地方自治法による原則を採用する」という括りがございます。１つ目は，編入する自治体の議員の身分に変更はなく，編入されることにより法人格が消滅する自治体の議会の議員は - ここには「議会は」とございますが，「議会の議員は」ということです - すべて失職となるのが原則である。先ほども申し上げましたが，地方自治法による原則はこんな形になっております。

２つ目の点は，宇都宮地域の１市３町の枠組みにおいて，合併いたしますと人口が約７万人増加する見込みでございます。５０万人を超えるわけですが，５０万人を超えますと地方自治法第９１条第２項，この規定は都市の人口規模により議会の定数上限を定めるものでございますが，５０万人を超え９０万人以下の場合は議員定数を５６人以内で定めることができます。上限が５６人と定められているわけですが，１市３町が合併しますとこういう状況になります。これにつきましては，新市の議会の判断によりまして，議員定数を５６の範囲内で増加させて，いわゆる増員選挙を行うことができることになっております。

３つ目の点は，増員選挙を行う場合に選挙区を設けることができるという記載でございます。

こういった地方自治法による原則を採用して行う場合ということで示したものが，シミュレーション１と２です。

シミュレーション１は，今，前段でご説明しました増員選挙を実施しない場合のシミュレーションですが，増員選挙を実施しないということです。地方自治法の原則にのっとって通常どおり事を進めていく，言ってみれば改めて記載するまでもないパターンですが，平成１７年４月以降４５人の宇都宮市の議員が在任し，３町の議員は失職するものです。宇都宮市の今の任期の後，平成１９年４月に改めて定められる定数５６人以内で一般選挙を行うものでございます。

１７ページのシミュレーション２は，合併後速やかに定数５６人以内で増員選挙を行う場合のシミュレーションパターンです。合併後，宇都宮市の議員４５人は全員在任となり，例えば５６人一杯でとる場合，１１人の選挙を新市において選挙区を設けて行うパターンを示したものでございます。１９年４月まで２力年の期間をあけて，その後は

改めての定数の中で一般選挙を行っていくものを示したものです。

なお、この後もずっと同じ形のものを示しておりますが、それぞれのパターンの最下段に年額〇〇百万円と数字を示しております。この数字は、それぞれのパターンでやった場合、議員定数に応じて必要となつてまいります報酬等の年額を示したものでございます。参考にご覧いただきたいと思ひます。

17ページ中段からは、「合併特例法」における特例を適用するものでございます。この特例は定数特例と在任特例がござひます。定数特例は、合併時において1度もしくは2度適用することができることになっているもので、現行定数に一定の算式に基づいて定数を上乗せして選挙を実施するものでござひます。

具体的なパターンの中でご説明していきたいと思ひます。シミュレーション3ですが、合併後速やかに定数特例を適用して、選挙を行うものでござひます。現在の宇都宮市の45名にプラスすること7名。この7名については、18ページのシミュレーション4の下に書いてござひます。「定数特例を適用した場合の各町における議員定数は以下のとおりとなる。」ということで、上三川町3人、上河内町1人、河内町3人と記載してござひます。これは「宇都宮の現在の定数 / 宇都宮の人口 × 各町の人口」という一定の計算式で、前回の国勢調査を基にはじき出すもので、その結果、記載のとおり3人、1人、3人という数字が出てくるものでござひます。この合計が7名でござひます。

17ページのシミュレーション3にお戻りいただきたいと思ひます。合併後速やかに7名をプラスした52名の定数で選挙を行う。ただし、宇都宮市の議員はそのまま在任となりますので、7名はそれぞれの町ごとに選挙区を設ける。今の上河内町、河内町、上三川町それぞれに選挙区を設けて、1名、3名、3名の定数で選挙を行うものでござひます。このシミュレーション3は、その後2年の経過を経た後は一般選挙に移っていきます。

18ページのシミュレーション4ですが、これは、ただいまご説明いたしました定数特例による選挙を、合併時において行ひ、2年後にさらに、合併後の最初の選挙（平成19年4月の選挙）において、もう一度定数特例を適用するものでござひます。その後は56人以内と書いてござひますが、先ほどご説明いたしましたとおり、56人以内で、改めて定められた定数による一般選挙を行っていくものでござひます。

シミュレーション5ですが、これは在任特例を適用する場合のシミュレーションでござひます。3町の議員全員が宇都宮市の残任期間である平成19年4月まで特例的に在任するものです。在任特例を適用いたしますと、現在の宇都宮市の議員45人、プラス、3町の議員合計56人、計101名の定数を設けて、平成19年4月まで101名の議員が在任していくものでござひます。その後は一般選挙に移っていくことを示したものでござひます。

次に、19ページのシミュレーション6は、ただいまのシミュレーション5の在任特例を平成19年4月まで適用した後、その次の選挙において、先ほどシミュレーション

３，４でご説明した定数特例を適用するパターンでございます。

３ 新市の議会を解散し，新たな議員定数による選挙を行うというものですが，これは在任する議員がいるかどうかということではなく，すべてが退任するといいますが，具体的には２つ目の点に記載してございますとおり，現在の宇都宮市の議員４５人が合併当時においては在任するけれども，新たな定数を定めた後に自主解散した場合のパターンを示したものでございます。したがって，下の表のとおり平成１７年３月末に合併した場合，平成１７年４月以降は４５人が在任し，３町の議員は失職するものですが，これは平成１７年４月の１～２カ月後の平成１７年５月もしくは６月ごろ，つまり新定数を定めた後１～２カ月後に解散をして，新たな定数のもとに全体で一般選挙を行っていくパターンを示したものでございます。

本資料の１４ページにお戻りいただきたいと思います。ただいまご説明したような７つのパターンに基づきましていろいろ議論を重ねてきているところですが，未だ結論に至っておりません。

２つ目の点に記載してございますが，基本的な方向としては，何らかの特例的な措置をとることが必要であるとの議論がなされてきているところでございます。

また，１４ページ３の３つ目の点は，付記した程度のものでございますが，定数あるいは任期の案件に限らず，この小委員会では新市議会のあり方や議会改革の取り組みの必要性についても議論をしているところだという旨を記したものでございます。

次に，以下の表の中にまとめておりますが，議論の中で出ております主な意見についてご説明いたします。

左側は議員定数の取扱いのパターンを示したもので，右側に主要な意見を落としてございます。

「在任特例を適用する。」ことについての意見ですが，在任特例を適用することについての肯定意見として４つほど落としてございますが，「急激に町の議員の数が減少するのは問題がある。町の住民の意見反映がなされなくなる懸念がある。市町建設計画の執行経過を見守る必要がある。全国でコスト面での批判があるが，コスト増は一時期を捉えたときの問題である。また，議員間の報酬に格差を設ける方法も考えられる。」という内容のものでございます。

また，これに対する否定意見といたしましては，「意見反映のために全員の在任が必要であるか疑問がある。１０１人の議員から成る議会づくりは，新市において適切ではない。議員数やコスト面から住民の理解は得られない。議員間の報酬に差異を設けることは，議員の役割を勘案すると適切ではない。住民の理解が得られない方法であり，在任特例は適用しないことを先に決めるべき。例え在任特例を決めても住民運動によって再協議となることもありうることを認識すべき。」という意見が出されているところでございます。

１５ページをお開き願いたいと思います。次に，「定数特例を適用する。」ことに対す

る意見でございます。肯定意見ですが、「新市全体として概ね住民1万人に対し議員が1人となり、公平な代表性の確保の観点から適切である。コスト面でも合併による効果を引き出すことができる。」という意見でございます。

また、これに対する否定意見といたしましては、「在任特例と比較し、大幅に3町の議員数が減少するものであるため問題がある。合併前の旧町の出身議員が計7人ということになり、7人のみの意見が果たして反映されるのか懸念がある。」というものでございます。

次の欄は、「いずれかの特例を適用する。」ということについてです。何らかの特例が、激変緩和のために必要ではないかということですが、肯定意見として、「3町の住民の意見反映のために必要である。3町の住民や議員の不安を解消する方策が必要である。」これは在任特例、定数特例とかということでは言うものではなく、何らかの特例が必要なのではないか、今の45名の定数のままでいいということではないという意見でございます。

最後の枠内の、「新市の議会を解散し、新定数で選挙を行う。」ものに対する意見ですが、肯定意見としては、「精神的に限りなく新設方式に近いやり方を採ることにより、3町の議員の理解を得ることができ、コスト面からは住民の理解を得ることもできる。」という意見でございます。

否定意見といたしましては、「編入方式の原則を勘案すると、現実的な方法ではない。」というものでございます。

以上が、これまで4回を重ねた審議の中で議論されている主な意見でございます。

4の今後の審議方針ですが、本日この協議会にご報告させていただいたわけでございますけれども、今後、協議会委員の皆様の意見あるいは住民の皆様の意見等を踏まえ、勘案しながら、今後さらに審議を小委員会として重ねていきたい。その上で改めて本協議会にご報告してまいりたいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議会制度小委員会の審議状況につきまして、事務局の説明が終わりました。説明を聞いてもなかなか難しいものであります。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。はい、須賀委員。

須賀委員（宇都宮市）

私は住民の一人としてこの協議会に参加させていただいております者ですが、私が会長を仰せつかっております宇都宮市の社会福祉協議会におきましても、大変厳しい財政状況が続く中で、職員の方たちや地区社協の会長さんたちと一緒に、住民福祉の向上に努力をしているところでございます。

これまでこの合併協議会に出席をさせていただきまして、市町村合併は一番の行政改革の手段だとお聞きしております。この行政改革を進めて、その努力によって得られた財源を住民の皆さんの幸せのために使うことは、大変大事なことはないかと私は感じております。

また、新聞等では、よその県では合併特例法によりまして巨大な市議会が誕生したなどという記事も拝見いたしますので、今大変民間も厳しい経済状態でもございますので、ぜひ住民の皆さんの気持ちをお汲み取りいただきまして、議会の議員定数などについてお考えいただければありがたいというのが、率直な意見でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。それでは、ただいまの説明の中で一番最後の今後の審議方針ということで、現段階におきましては審議が未了であるため、本報告に対する住民の意見、宇都宮地域合併協議会の委員の意見等を勘案し、さらに十分審議を重ね、改めて報告することとすると記載されております。小委員会でさらに議論を深めていただき、ただいまの須賀委員のような意見についてもご配慮を賜ればと思うところでございますが、委員の皆さんからご意見はございませんか。

それではないようでございますので、ただいまご協議いただきましたご意見を基に、議会制度小委員会の委員の皆様方には引き続きご審議をお願いしたいと思います。